

平成 25 年 12 月 27 日

水道記念館と生物飼育の存続を考えるネットワーク

代表 綾 史郎 様

大 阪 市 水 道 局 長

担当：総 務 課

電話：06-6616-5404

「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への
再質問について（回答）

記

平素は何かと本市水道事業の運営に御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 25 年 12 月 12 日にいただきました「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への再質問につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市水道事業に御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

番号	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6
項目	<p>貴局と私たちとの間での「適切」の認識にはかなりの差異があり、私たちが適切とは言えないと指摘している飼育状態のもとで、相当数の種類数・個体数が減少しているらしいことは憂慮に堪えません。これ以上状態が悪くならないように強く求めます。</p> <p>専門的知識を有し飼育に携わっておられる職員全員の、専門領域にかかるこれまでの研修経験・実務経験・職歴・研究発表実績等を教えて下さい。</p> <p>飼育担当者の仕事内容は多岐にわたると思われませんが、皆さんのおおよその日々のスケジュールを教えてください。特に、繁殖・増殖に関する仕事にどれくらいの時間を割いておられますか。</p> <p>疾病（特に伝染病のもの）等に侵された魚については、すぐに別の水槽に分ける必要があると思いますが、飼育研究棟にそのような場所があるのかどうか、無い場合にはどこでどのように処置しておられるのかを教えてください。</p> <p>ペアリング、産卵、稚魚の飼育等の場合も別の水槽に分ける必要があります。これらについても、現在どこでどのように処置しておられるのかを教えてください。</p> <p>飼育研究棟のスペース不足を補い繁殖用や病気の個体を隔離・治療するために八角堂を利用していると聞いたことがあります。今回のプロポーザル募集の中には八角堂が含まれていますが、これが無くなると適切な飼育を維持する上で困ることにはなりませんか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「平成25年5月23日付」、「同年7月1日付」、「同年10月4日付」で、貴団体に回答させていただいておりますように、水生生物の飼育に関しましては、日々の給餌作業や水槽清掃をはじめ、水温管理、機器の整備・点検などの飼育に関わる業務を行っております。休館以降、魚類は他の専門施設への譲渡を基本方針としていることから、新たな補充や、人工繁殖（イタセンパラ等は除く）は行っておりません。</p> <p>なお、現在、専門知識を有し、水道記念館での飼育開始当初から従事している職員を含めて、複数の職員が浄水場見学案内等の広報業務を担当しながら、魚類の飼育業務に従事しています。</p> <p>また、魚類の個体の隔離等にあたっては、飼育研究棟の空き水槽等を利用しており、今回の水道記念館活用事業における八角堂の利用とは関係ありません。</p> <p>水道記念館では、専門施設への譲渡を前提として飼育研究棟に魚類を集めて暫定的に飼育しているものであり、その必要な限りで最小限の経費を投入して実施しております。</p>
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	2-1、2-2
項目	<p>貴重性の大きな種についても、種別に個体数増減を答えて下さい。また、回答では、貴重性の比較的小さな種のリストに種名を書かれていない種類がかなりありますが、それらの個体群は維持されているのでしょうか。現状をお教えてください。</p> <p>最近になって城東区役所の魚が増え、その中に簡単には入手しがたい魚種が含まれているという情報が寄せられました。まさかとは思いますが、水道記念館からの分譲ということはありませんね？</p>
<p>(回答)</p> <p>「平成 25 年 10 月 4 日付」でも回答させていただきましたが、貴重性が大きいと思われる種の個体数の増減につきましては、次のとおりとなっております。(平成 24 年 3 月 31 日と平成 25 年 11 月 30 日現在の個体の増減数)</p> <p>アカザ (-11)、アジメドジョウ (-25)、アブラハヤ (-15)、アブラヒガイ (-2)、アブラボテ (-34)、アユモドキ (-2)、イトモロコ (-10)、イタセンパラ (362)、イチモンジタナゴ (-103)、イワトコナマズ (-2)、オオガタスジシマドジョウ (-5)、カネヒラ (-9)、カワアナゴ (-1)、カワバタモロコ (±0)、カワムツ (-31)、カワヨシノボリ (-14)、ギギ (-2)、ゲンゴロウブナ (-2)、ゴクラクハゼ (-6)、サンインコガタスジシマドジョウ (±0)、シロヒレタビラ (23)、スナガニゴイ (±0)、ツチフキ (-5)、ドジョウ (-35)、ナガレホトケドジョウ (3)、ナミスジシマドジョウ (-12)、ニゴロブナ (-1)、ニッポンバラタナゴ (-49)、ヌマムツ (-17)、ハス (-8)、ビワコオオナマズ (-1)、ビワコガタスジシマドジョウ (-4)、ビワヒガイ (2)、ビワヨシノボリ (-7)、ホトケドジョウ (-3)、ホンモロコ (-16)、ムギツク (-8)、メダカ (-172)、モツゴ (-323)、ヤリタナゴ (2)、ワタカ (-8)</p> <p>「平成 25 年 7 月 1 日付」、「同年 10 月 4 日付」で回答いたしておりますとおり、天然記念物をはじめとする希少種の種ごとの具体的な個体数の公表につきましては、差し控えさせていただきます。</p> <p>また、貴重性の比較的小さな種を含む、上記以外の種の飼育数の推移につきましては、次のとおりです。(平成 24 年 3 月 31 日⇒平成 25 年 11 月 30 日)</p> <p>アユ (2⇒0)、アルビノソウギョ (1⇒1)、ウキゴリ (3⇒0)、ウグイ (11⇒8)、ウツセミカジカ (8⇒0)、ウナギ (2⇒1)、ウロハゼ (1⇒0)、オイカワ (48⇒2)、オオキンブナ (11⇒5)、オオクチバス (3⇒2)、オオシマドジョウ (67⇒47)、オオタナゴ (3⇒1)、オオヨシホボリ (1⇒0)、オヤニラミ (8⇒0)、カジカ (2⇒0)、カダヤシ (7⇒0)、カマキリ (4⇒0)、カマツカ (33⇒7)、カムルチー (2⇒0)、ガラルファ (14⇒10)、キチヌ (1⇒0)、ギンブナ (38⇒8)、クロダイ (2⇒0)、クロヨシノボリ (2⇒0)、コイ (10⇒8)、コウタイ (2⇒1)、コウライアカザ (1⇒0)、コウライニゴイ (28⇒17)、コクレン (6⇒4)、シマイサキ (5⇒0)、シマヒレヨシノボリ (14⇒4)、シマヨシノボリ (14⇒0)、スゴモロコ (16⇒5)、スナヤツメ (12⇒0)、</p>	

スミウキゴリ (7⇒1)、ゼゼラ (16⇒0)、ソウギョ (13⇒10)、タイリクバラタナゴ (35⇒10)、
タイワンドジョウ (6⇒2)、タウナギ (3⇒1)、タカハヤ (41⇒23)、タモロコ (18⇒6)、チ
チブ (3⇒0)、デメモロコ (19⇒2)、トウヨシノボリ (23⇒0)、トビハゼ (14⇒0)、ドンコ
(4⇒0)、ナマズ (5⇒2)、ニゴイ (7⇒1)、ニジマス (2⇒2)、ニッコウイワナ (1⇒0)、ヌ
マチチブ (10⇒0)、雑種ハリヨ (10⇒2)、ヒドジョウ (1⇒0)、ビワマス (1⇒1)、ブルーギ
ル (16⇒1)、ボラ (16⇒0)、マハゼ (11⇒0)、ミミズハゼ (1⇒0)、メナダ (1⇒0)、ルリヨ
シノボリ (2⇒0)

平成 25 年 11 月 30 日現在での飼育数は 72 種 2,158 個体となっております。

また、譲渡につきましては、「平成 25 年 3 月 5 日」に行った協議の際にも申し上げました
とおり、これまでも御要望のあった学校等に少量譲渡してきており、展示が充実し好評いた
だいております。

城東区役所へはその一環として、日本レッドデータブック記載種絶滅危惧Ⅱ類以上（メダ
カを除く）以外の種を譲渡したものです。なお、譲渡による飼育種数の減少はありません。

担当

水道局 総務部 総務課

電話：06-6616-5404

番号	3-1、3-2
項目	<p>水道記念館の展示の処分に関わる重大なこの「総合的判断」は、当然に局の責任者である局長が行ったものと判断されます。つまり、HPでの「精査のため当分休館」という市民に対する約束は、最初から実行するつもりが無いままに、局長承認のもとで掲示したということになります。私たちは上記のように理解せざるを得ないと思うのですが、それによろしいですね？</p> <p>今年度上半期において、水族飼育に要した金額を細目を分けて示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>水道記念館の運営の見直しにつきましては、「平成 25 年 7 月 1 日付」、「同年 8 月 7 日付」、「同年 10 月 4 日付」で回答させていただいておりますように、給水収益が減少傾向を続けている中、事務事業全般の費用対効果を見直しする中で、独立採算制を採る企業体として水生生物の展示の廃止を経営判断したものであります。</p> <p>また、平成 25 年度上半期に水生生物の飼育に要した費用としましては、分類できるものとして、餌代・飼育備品などの備用品が約 14 万円、飼育用の工業用水とその下水道代が約 25 万円です。また、電気代は水道記念館全体の約 372 万円のうちの大部分が見込まれ、その他に消防用設備等の点検、機械警備、修繕費、廃棄物処理等に要する費用として、約 150 万円の半分程度となっています。</p>	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	6
項目	<p>水族を維持保存するために、大阪市全体の中で部局を超えて「協議会」を設置するなどして対策を考えていただきたいとお願いしてきました。しかし、回答は他部局に相談したが無理だったという回答のみでした。いつこの担当者にどのように相談して何故だめであったのか、文書で回答してください。また、この“部局を超えた対策”をお願いするための相談窓口を明示して下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「平成 25 年 3 月 5 日」に行った協議の際に申し上げましたが、本市の他部局への相談につきましては、25 年 2 月にゆとりとみどり振興局、環境局及び教育委員会事務局に行っており、また、それ以前では 24 年 8 月から 9 月に、ゆとりとみどり振興局及び教育委員会事務局に状況説明を行っております。</p> <p>25 年 2 月には、水道局長名で、環境局、ゆとりとみどり振興局、及び教育委員会事務局の局長等に、水生生物の飼育の継承や所管施設での引き受けについて照会し、各局から、一括して飼育する人員・技術や施設がなく、本市を取り巻く厳しい行財政状況の中では、その継続は困難であるとの回答がありました。</p>	
担当	<p>水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404</p>

番号	7
項目	<p>生物（水族）・備品・図書等・水槽などは、今後のプロポーザル事業者が有効活用できる可能性があります。計画と契約が完了して活用の見込みがないと確定し、かつ実際に事業が本格的に動き出すまでは、一切処分等をしないで現状を保存するとお約束ください。</p> <p>また、市民の大切な財産である水族を、現状保存の期間を活用して、ぜひとも市民に公開してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「平成 25 年 8 月 7 日付」、「同年 10 月 4 日付」で回答させていただいておりますように、水道記念館は活用事業者の募集を進めており、活用事業を円滑に進める上で支障となる設備、備品等については、活用事業に合わせて撤去していきます。</p> <p>要望書をいただいた当初から繰り返し回答いたしておりますように（「平成 24 年 12 月 14 日付」、「平成 25 年 5 月 23 日付」、「同年 7 月 1 日付」、「同年 10 月 4 日付」）、魚類については、飼育環境が確保された適切な専門施設に譲渡することにより、種の継承が可能となり、展示が再開され、広く市民の皆さま等にご覧いただくことが可能となるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、平成 25 年 8 月 8 日付で公益社団法人日本動物園水族館協会様に譲渡に関する依頼を行いましたところ、平成 25 年 12 月 10 日付で市民団体の皆さまとの合意があれば、受け入れていただける専門施設があるとの回答をいただいたところです。</p> <p>魚類の譲渡等につきましては、これまでも御理解、御協力をいただきますようお願いしてまいりましたが、貴団体の皆さまの譲渡についての御理解がいただけない状況にあつては、魚類を水族館施設で受け入れていただくことが困難な状況にあります。</p> <p>当局では暫定的な飼育を継続しておりますが、寿命により減少していくこととなりますことから、引き続き学校などの公共施設等を中心に譲渡を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、是非とも御理解をいただきますよう、重ねてよろしく願いいたします。</p>	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404